

砺波市医師会
会長 藤井 正則 様

高岡市長 高橋 正樹



高岡市こども医療費助成の対象者の拡大について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本市の福祉医療の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在本市のこども医療費助成制度においては、所得制限を設けておりますが、平成 29 年 10 月診療分から所得制限を撤廃し、対象者を拡大します。

つきましては、変更内容をご周知のうえお取扱いいただき、今後とも当制度の円滑な運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開始時期 平成 29 年 10 月 1 日 (10 月診療分から)

2 変更内容

現 行			変 更 後	
所得制限	あり	→	所得制限	なし
受給資格証及び福祉医療費請求書の有効期限	翌年度 9 月 30 日	→	受給資格証及び福祉医療費請求書の有効期限	中学 3 年生修了まで

3 拡大対象者 約 900 人

※①こども医療費助成受給者には、「こども医療費受給資格証」と「福祉医療費請求書」を交付しています。健康保険証及び受給資格証（ピンクのカード）、福祉医療費請求書（ピンクの用紙）を持参された場合は、有効期限をご確認の上、現物給付として取り扱ってください。

※②現物給付の対象地域は、高岡・砺波・小矢部・射水・氷見・南砺市です（0 歳児を除く）。

問合せ先 高岡市子ども・子育て課 家庭支援係 TEL 0766-20-1381
E-mail a-shinohara01@city.takaoka.lg.jp

